

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は19年10月20日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年8月までは110円、同年9月から19年9月までは150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月20日まで

昭和14年4月にA社へ入社し、同社B工場で勤務していた。同社は軍の指定工場でもあったため、私は、17年6月1日の厚生年金保険の開始とともに同保険に加入した。

その後、昭和19年10月20日にA社C工場へ異動したが、オンライン記録では、同社B工場で勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者になっていない。

申立期間については、A社B工場で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金手帳番号払出簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）の記録により、申立人は、昭和17年1月1日に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者資格を取得していること（ただし、被保険者記録への算入期間は、労働者年金保険料徴収が開始された17年6月1日以降の期間とされる。）が確認できる。

一方、管轄の年金事務所からの回答によると、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、過去の火災により焼失したことがうかがえる上、当該被保険者台帳の資格喪失日欄が空欄となっているため、申

立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が確認できない。

しかし、i) 申立人に係る被保険者台帳には、昭和18年9月の標準報酬月額が150円と記載されていること、ii) 申立人が名前を挙げた元同僚(3人)の被保険者台帳には、「A社」の記載があること、iii) 申立人が名前を挙げた元同僚の一人は、「昭和19年3月まで、申立人と一緒にA社のB工場で勤務していた。」と回答していること、iv) 申立人は、「申立期間後の19年10月20日に同社B工場からC工場に異動した。」と主張しているところ、申立期間後の記録については、D社会保険事務所(当時)が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、厚生年金保険の資格取得日が同年10月20日と記載されており、申立人の主張と一致していることから、申立人の主張は信ぴょう性が高く、申立人は、申立期間において同社で継続して勤務していたと推認できる。

また、年金手帳番号払出簿において申立人と同日付けで資格を取得している14人に係る被保険者台帳を確認したところ、申立人と同様にA社における資格喪失日が記入されていない者が、10人確認できることから、申立期間当時の社会保険事務所では、同社に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は19年10月20日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係る被保険者台帳の記録から、昭和17年6月から18年8月までは110円、同年9月から19年9月までは150円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（2万 4,000 円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を2万 4,000 円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月1日から33年8月1日まで
② 昭和35年5月1日から同年8月1日まで

申立期間①について、A社B支店に昭和32年3月から35年10月まで在籍したが、その期間の標準報酬月額について、32年8月から1万4,000円に減額され、33年8月に元の標準報酬月額の1万8,000円に戻っている。

給与が下がることは無かったので、標準報酬月額について調査してほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、1万8,000円と記録されているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）によると、申立人の標準報酬月額が2万4,000円と記録されていることが確認できる。

また、管轄の年金事務所からの回答によると、申立期間②前後の昭和31年8月から32年2月までの期間及び36年10月から37年6月までの期間についても、オンライン記録に誤りが発見されたことにより、年金事務所の職権において申立人の標準報酬月額が記録訂正されていることから、申立期間当時の社会保険事務所では、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（2万4,000円）であったと認め

られることから、申立期間②の標準報酬月額を2万4,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、A社が保管する申立人に係る従業員カードには、「本俸」欄に金額が記載されていることは確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額が記載されていない上、同社は、ほかに賃金台帳等の資料を保有していないため当時の状況は不明と回答しており、当該期間に係る申立人の報酬額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、C健康保険組合は、申立期間①当時の申立人の加入記録が確認できないため、申立人に係る標準報酬月額も不明と回答している。

さらに、申立人と同様に、A社D支店から同社B支店に異動した元同僚が一人いるが、当該同僚の標準報酬月額も、異動後に減額されていることが確認できるとともに、同社D支店からE県内の支店に異動した元同僚二人の標準報酬月額も、異動に伴い減額されていることが確認できることから、申立人のみが他の同僚と異なる取扱いをされていた状況はうかがえない。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(マイクロフィルム)を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は見当たらず、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間①において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。